

入札監理小委員会における審議結果報告 教育訓練講座受講環境整備事業（特定申請に係る調査等）

厚生労働省の教育訓練講座受講環境整備事業（特定申請に係る調査等）に関する業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要及びこれまでの経緯

○事業概要

教育訓練給付制度の対象として厚生労働大臣が教育訓練を指定するにあたり、教育訓練施設からの指定申請に対し、講座の訓練内容等の調査を行う。また、収集した教育訓練実施者及び申請講座の情報を教育訓練給付制度情報管理・検索システムにデータ入力し、インターネットを通じて受給希望者等の国民への提供を行う。

○事業の目的

当該指定の可否を判断するために必要となる調査、受講者の適切な講座選択に資するために必要な情報提供及びこれらに附随する業務について、民間事業者等に委託することにより、教育訓練講座指定業務の適切な実施を図ることを目的とする。

○市場化テストとして第三期（2年間）が予定されており本案件は、第三期目の事業に向けた実施要項案の審議を諮るものである。

○第二期の事業では、競争性の確保及び経費削減という点において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難と評価されていた。

そのため、競争確保が可能か、次回の事業（第三期）によって、競争入札というものがそもそも成立するのかというところも踏まえて改善を図ったものである。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

○制度改正経緯等の削除（実施要項（案）P5/66 2(1)）

○業務の引継ぎについて、より詳細かつ変更前後の各業者がわかりやすいよう文言を整理（実施要項（案）P11/66～P12/66 3(5)）

○「説明会で審査資料原本を見たところ複雑な工数を要する。」という意見について、以下の内容について簡素化。

- ・目標未達成の場合の改善策の提出について、前期は「要因を分析し、改善策を記載した報告書を提出し、説明しなければならない。」としていたところ、今期は説明不要とし、報告書を提出するのみとする。（実施要項（案）P9/66 3(3)④）

○事業者からの意見を踏まえ、別添1「項目別業務内容」を詳細に記載し、事業者が業務内容を理解しやすいよう修正した。（実施要項（案）P31/66～

3. その他の修正箇所について

○「事業の業務内容」の追記

応札検討者が業務をより把握しやすいように「別紙」に記載されている内容を「実施要項」にも追記することとした。(実施要項(案) P6/66~P9/66 2(4)①イ~カ、②~④)

○「講座指定申請の電子申請」の対応を追記

- ・令和4年度までは講座指定申請が郵送申請のみであり、システム取込用のパンチデータ作成は申請すべてが対象であったところ、令和5年10月指定分より Excel 様式による電子申請、令和6年度からは e-Gov を通じた電子申請を開始予定のため、各年度いずれの申請方法にも対応できる体制を構築することを追記した。(実施要項(案) P6/66 2(4)①ウ)
- ・電子申請での申請分については、パンチデータ作成は不要となる見込みであることを追記した。(実施要項(案) P7/66 2(4)①エ)

○その他電子申請に伴う対応

- ・会議等への参加(実施要項(案) P8/66 2(4)④イ)

第二期の実施要項では、受託者から「電子化の提案」を求め、提案が採用された際は「データベースの整備」を求めているものの、厚生労働省において、第二期政府共通プラットフォームへの移行及び令和6年度以降の電子化に向け、令和4年度において具体的なシステム改修の検討等を介することとしたため、提案を実現させずに止めていた。

今期は、電子申請の具体的な方法は教育訓練給付制度情報管理・検索システム(別委託)側で検討し、また、同システム内のデータベースを利用するため、本受託業者の創意工夫の余地は少なくなる(※)。

このため、今後のシステムの使い勝手が受託業者にとってよくなるように、日頃、同システムの運用管理や改修検討を行う会議等に参加し、利用者の立場から必要に応じ意見等を行うことを求めることとした。

- ※ このほか、改善提案(電子化対応)の受付(実施要項(案) P12/66)、総合評価の技術点の加点対象となる独自提案について例示(電子化等)の電子化に係る記述を削除(実施要項(案) P55/66)

- ・「電子媒体保存領域の確保」(実施要項(案) P11/66 3(4)⑤)

令和5年度より Excel 様式による電子申請を可能とする予定であるため、申請者の申請書及び添付資料を格納するための「保存領域」を受託業者において用意することとした。

○「再指定申請通知の配布」業務の追加

令和3年度に急遽、受託者と協議の上、臨時的に追加した業務について、恒常的に行うこととしたため当該業務について記載を追加することとした。(実施要項(案) P8/66 2(4)④ウ)

4. 実施要項(案)の審議結果について

【論点】

業務の引継ぎにかかる記載について、厚生労働省を主体とする等、記載ぶり

について検討すること

【対応】

内容的に現行の受託者、新しい受託者双方に役割を持たせつつ、厚労省として引継ぎに主体的に取り組む旨を追記した。(実施要項(案) P11/66～P12/66 3(5))

【論点】

別紙8(事業の概要図)について、電子申請に伴い、パンチデータ入力が必要になる点を追記すること

【対応】

別紙8にその趣旨を追記した。(実施要項(案) P66/66)

5. パブリックコメントの対応について

厚生労働省において、令和4年9月20日から30日までパブリックコメントを実施したところ、4者から計13件(本件に係る意見は10件)の意見が寄せられ、実施要項案記載の設置要件の緩和(実施要項(案) P10/68 3(4)③ア(a))や業務内容(実施要項(案) P9/68 3(3)④)及び評価方法等(実施要項(案) P9/68 3(3)③)の明確化、その他文言の修正を行った。

－以上－